市民健康増進センター指定管理者募集に対する質疑回答

Q1 2027 年末に一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入が廃止されます。 東松山市市民健康増進センター内における、LED 照明器具への交換計画や 費用負担等について、お考えをお教えください。

A1 通常の流れとしては、毎年度5月頃に市より指定管理者に修繕計画(施設において今後実施したほうが良い工事等を指定管理者が提案するもの)の提出を依頼するので、そちらに施設のLED化の計画とそれに伴う費用を挙げていただきます。その後、募集要項に記載のとおり、1件50万円以上の工事となる場合には、市と指定管理者との協議の上、市が必要と認め、予算が確保できた場合には市の費用負担で、市が工事を実施することとなります。

また、別の方法として、今回申請の際に提出していただく収支予算書の中に、 LEDのリース料等をあらかじめ含めた形で指定管理料を提案していただき、 指定管理者において実施していただくという方法があります。

その場合には、施設をLED化した場合にどの程度電気料が削減できるかが 分かる資料及びLED化をしなかった場合に必要となる電気料が分かる資料 を申請書類に併せて添付してください。電気料の削減効果等を勘案した上で、 実施の検討をします。

- ○2 募集要項4ページ、6. 管理運営に要する経費
 - (1) 指定管理業務に係る経費
- ①施設の運営や維持管理に要する経費 ○人件費 について

近年、最低賃金の引き上げが毎年行われ今後も続くと予想されます。

最低賃金の引き上げに伴う人件費の増額を、5年間の収支計画に予測反映させてご提案することは可能でしょうか。または、年度ごとにご協議をさせていただくことになるのか、お考えをお教えください。

A2 昨今の人件費の高騰を踏まえ、令和7年度~令和11年度の年度ごとの 収支予算書を提案していただいて差し支えありません。

ただし、最終的な指定管理料については、年度ごとに締結する年度協定書において決定されるので、毎年度ごとに協議をさせていただく可能性があります。